



京支援発第 113 号
平成 22 年 10 月 21 日

関係団体 各位

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
会長 永和良之助
< 公 印 略 >

福祉サービス等第三者評価事業「評価機関」の募集のお知らせと
平成 22 年度福祉サービス等評価調査者養成研修のご案内について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本支援機構事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本支援機構ではこの度、福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集を下記の通り行います。

つきましては「評価機関」の申請を希望されます場合は、別紙「福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」の内容等ご参照いただき、「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出いただきますようお願いいたします。

なお、評価機関認定の要件となります、福祉サービス等評価調査者養成研修のご案内も同封しております。内容等ご確認の上、支援機構宛にお申込ください。

記

(1) 福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集について

○募集一次締切 平成 22 年 11 月 12 日 (金) (申請は年間を通じて受付けています)

○応募資格 ・法人格を有すること

・第三者評価を的確に行なうに足りる知識及び技能並びに人員を有すること等

※その他、応募に際しての要件がありますので、別紙「福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」の内容をご参照ください。

※「評価機関認定申請書」にもとづき、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の「認定・公表委員会」において審査し、京都府が認定を行ないます。

※認定申請書等必要書類は、支援機構のホームページの「評価機関の方へ→福祉分野のいずれかの種別をクリック→評価機関認定関係」からダウンロード頂けます。

(URL: <http://www.kyoto-hyoka.jp/welfare/hyouka.htm>)

○応募方法 「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出願います。

(2) 平成 21 年度 福祉サービス等評価調査者養成研修について

- 日程・会場 別紙「開催要綱」をご参照ください。
- 申込方法 「福祉サービス等評価調査者養成研修受講申請書」により必要書類を添付の上、平成 22 年 11 月 12 日（金）までに郵送にてお申込ください。

※申請書の注意事項にご留意いただき、必要書類の準備をお願いいたします。ただし、必要書類が間に合わない場合は、ご一報ください。

※「評価機関」の応募資格に「評価機関が設置する評価調査チームに専任する 3 人以上の評価調査者を置くこと。」と定められています。「評価機関」として申請されます場合は、福祉サービス等評価調査者養成研修の受講が必要となりますので、ご注意ください。

※福祉サービス等評価調査者養成研修を受講されても、「評価機関」として申請内容の審査の結果、「評価機関」として要件に満たず、認定されない場合もあります。

(3) お問い合わせ・申込先

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ハート7京都 5 階
京都府社会福祉協議会 総務課内 担当：渡邊・甚田
tel:075-252-6291 / fax:075-252-6310

福祉サービス等第三者評価機関認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府が推進する福祉サービス等第三者評価事業に関して、評価機関の認定の基準その他の必要な事項を定め、もって福祉サービス等第三者評価事業の適正な実施、第三者評価の公正性及び透明性並びに社会福祉事業等の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「第三者評価」とは、評価機関が、京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構（以下、「支援機構」という。）が定めるガイドラインに従い、共通評価項目を用いて行う福祉サービス等に関する評価をいう。

2 この要綱において「評価調査者」とは、支援機構が実施する福祉サービス等評価調査者養成研修の課程を修了し、かつ、支援機構が作成する研修修了者名簿に登録されている者をいう。

3 この要綱において「福祉サービス等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び同条第3項に規定する社会福祉事業（施設を設置して行うものに限る。）並びに共同作業所を運営する事業により提供されるサービスをいう。

(評価機関の責務)

第3条 評価機関は、この要綱、関係法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、第三者評価が適正に行われるよう相当の注意及び監督を尽くさなければならない。

(認定)

第4条 知事は、第三者評価に係る業務を適正かつ確実に行うことができると支援機構が認めたる者を、その申請により、必要と認める個数に限り、評価機関として認定することができる。

2 前項の認定は、2年を超えない期間で知事が定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 知事は、第1項の申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、同項の認定を行わないものとする。

(1) 法人であること。

(2) 第三者評価を的確に行うに足りる知識及び技能並びに人員を有すること。

(3) 第三者評価を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(4) 評価機関が設置する評価調査チームに専任する3人以上の評価調査者を置くこと。

(5) 評価調査者の業務に対する責任が明確にされていること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 福祉サービス等事業を自ら行う者（これらの事業を自ら行う者で構成する団体を除く。）その他評価の客観性を確保する上で支障があると認めるに足りる相当の理由がある者

イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(認定の申請)

第5条 前条第1項の申請は、評価機関認定申請書（別記 第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、支援機構を通じて行わなければならない。

(1) 事業計画の概要、申請の動機及び理由その他評価についての意見を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図

- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を証する書類
- (4) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (5) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- (6) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (7) 役員（理事、取締役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し理事、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）の住所及び氏名を記載した書類
- (8) 申請者及びその役員（代表である者及び第三者評価の業務を担当する者に限る。）が第三者評価の事業を実施するに当たり遵守すべき事項を誓約する書面並びにその印鑑登録証明書
- (9) 評価調査チーム及び評価審査委員会に係る人員体制を証する書類（氏名、資格の種別、経験年数、サービス評価に関する研修の受講状況等）
- (10) 運営規程
- (11) 標準的な第三者評価の手順に関する規程
- (12) 守秘義務に関する規程
- (13) 倫理に関する規程
- (14) 第三者評価に関する異議又は苦情の申立ての窓口及びその責任者の設置に関する規程
- (15) その他知事が前条第1項の申請を審査するために必要と認める書類

（支援機構への報告）

第6条 知事は、評価機関の認定又は不認定を行ったときは、支援機構に対し、速やかにその旨を報告するものとする。

（認定等の通知）

第7条 知事は、第5条の規定による申請に対する認定又は不認定を行ったときは、申請者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

（訪問調査）

第8条 評価機関は、評価調査チームを置かなければならない。

2 評価調査チームは、次の各号に該当する評価調査者各1人を含む3人以上の評価調査者をもって構成し、訪問調査に係る業務を行うものとする。

- (1) 運営管理担当委員 施設長、副施設長等組織運営管理業務の3年以上の実務経験者
- (2) サービス・処遇担当委員 福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者であって3年以上の業務経験を有する者
- (3) 市民委員 支援機構が実施する養成研修等により、社会福祉に関する基礎的な知識と

理解を有する者で、公正・中立的に利用者から聴き取り等が行える者

（評価審査委員会）

第9条 評価機関は、評価審査委員会を置かなければならない。

2 評価審査委員会は、次の各号のいずれかに該当する5人以上の員数の委員をもって構成する合議体で、評価結果の決定その他の事務を取り扱う。

- (1) 評価に関する知識を有する者
- (2) 保健・医療・福祉分野に関する資格を有する者
- (3) 法人の経営、組織運営及び財務管理に関する知識・技能及び経験を有する者
- (4) 福祉サービス等事業所において、保健・医療・福祉関連業務に3年以上従事している者

- (5) 福祉サービス等の利用者団体、その他福祉サービス等の質の向上を目的とした行政施策への参画に係る実績を有する団体に所属する者

(評価実施上の留意点)

第10条 評価機関は、第三者評価を実施するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援機構が調整した受診事業者について第三者評価を実施すること。
- (2) 支援機構が定めるガイドラインに従い、共通評価項目等を用いて第三者評価を行うこと。
- (3) 公正・中立を旨とし、正当な理由なく特定の受診事業所に有利又は不利となる評価を行わないこと。
- (4) 福祉サービス等事業所又は施設、若しくは福祉サービス等事業所等を経営する者により組織される社団又はこれと相当の関連を有する者である評価機関にあっては、評価審査委員会の委員の過半数以上を当該社団の構成員その他の関係者以外の者で構成すること。
- (5) 当該評価機関の役員又は当該評価機関に置く評価調査チーム若しくは評価審査委員会を構成する者が役員若しくは従業者である福祉サービス等事業所等の評価を行わないこと。

(情報公開等)

第11条 評価機関は、次に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 第5条第10号から第14号までに掲げる書類
 - (2) 第三者評価の業務に関する料金表
- 2 評価機関は、次に掲げる情報及び前項各号に掲げる書類の内容について、冊子、書類等を評価機関の事務所において備え付け、求めに応じて閲覧に供することその他の適当な方法により情報を公開しなければならない。
- (1) 評価機関の名称及び住所並びに連絡先
 - (2) 評価機関の代表者及びその他の役員（評価に関する業務に従事する者に限る。）の氏名
 - (3) 評価機関に置かれる評価調査者及び評価審査委員会委員の氏名及び経歴・資格等の概要
 - (4) 第13条第1項に定める第三者評価の実施状況
 - (5) その他第三者評価の実施に関し必要と認める事項
- 3 知事は、前項各号に掲げる情報を公開するものとする。
- 4 前項の規定による情報の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) インターネット上において情報（京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第2条第1項に規定する個人情報に該当する部分を除く。）を提供する方法
 - (2) 冊子、書類等を保健福祉部福祉総括室地域福祉室並びに支援機構において備え付け、求めに応じて閲覧に供することその他の適当な方法により情報を提供する方法

(身分証の提示)

第12条 評価調査者は、訪問調査を行う場合においては、その身分を証する証明書（評価機関が作成し、当該評価機関に所属する者であることを証するものに限る。）を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告等)

第13条 評価機関は、毎年1回以上、第三者評価の実施状況に関し、次に掲げる事項を支援機構を経由して知事に報告しなければならない。

- (1) 第三者評価を行った事業所に係る開設者名
- (2) 第三者評価を行った事業所の名称及び所在地

- (3) 第三者評価を行った事業所ごとの評価結果及び評価結果通知日
- (4) 第三者評価を行った事業所ごとの評価の実施体制
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、評価機関又は評価機関であった者若しくはその役員若しくはその従業者であった者（以下「評価機関であった者等」という。）に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、評価機関若しくは評価機関の役員若しくは従業者若しくは評価機関であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該評価機関について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（変更の届出）

第14条 評価機関は、第5条に規定する評価機関認定申請書及び添付書類に記載する事項に変更があったときは、10日以内にその旨を支援機構を経由して知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該評価機関に係る第4条第1項の認定を取り消すものとする。

- (1) 評価機関の能力又は組織が、第4条第3項第2号から5号までの規定に適合しなくなったとき。
- (2) 評価機関が、第4条第6号ア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 評価機関の組織が、第8条又は第9条の規定に適合しなくなったとき。
- (4) 評価機関が、この要綱の規定に従って第三者評価に係る業務を適正かつ確実に行うことができなくなったとき。
- (5) 第三者評価の実施に関し不正があったとき。
- (6) 評価機関が、第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- (7) 評価機関又は当該評価機関の役員若しくは従業者が、第13条第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該評価機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、評価機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 評価機関が、不正の手段により第4条第1項の認定を受けたとき。
- (9) 評価機関又は当該評価機関の役員若しくは従業者が次に掲げる行為をし、かつ、評価機関として適当でない認められるとき。ただし、当該評価機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、評価機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - ア 受診事業所又は受診事業所の関係者から、第三者評価に係る料金とは別に金品又はその他の利益を得て、若しくは義務を免れることにより、当該受診事業所に有利又は不利な評価結果を導き、もって第三者評価に対する信頼を損なう行為
 - イ 守秘義務に反する行為
 - ウ 第三者評価の実施において、福祉サービス等利用者や福祉サービス等事業所等の従業者その他の者の権利を不当に侵害する行為
 - エ 受診事業所との契約内容に違反する行為
 - オ 法令に違反する行為
 - カ その他アからオまでに掲げる行為に準ずる不適当な行為
- (10) この要綱若しくはこの要綱に基づき知事がした行政行為若しくは関係法令に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは示唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(公示等)

第16条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示し、又は公表するものとする。

(1) 第4条第1項の認定をしたとき。

(2) 第14条の規定による届出(知事が認める軽微な事項の変更に係るものを除く。)があったとき。

(3) 前条の規定により第4条第1項の認定を取り消したとき。

(実施規定)

第17条 この要綱に規定するもののほか、第三者評価に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年2月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 第4条第3項第1号の規定については、平成17年度中は、同号中、「法人」とあるのは、「法人又は法人格なき社団(第三者評価を行う上で必要な知識及び技能、経理的基礎並びに第三者評価の普及及び定着に対する熱意を有するものであって、平成18年3月31日までに法人となることが見込まれるものに限る。)」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

平成22年度 福祉サービス等評価調査者養成研修 開催要綱

1. 趣 旨

福祉サービス等第三者評価事業において評価調査者が適正に第三者評価を行なうために必要な知識および技能を修得することを目的に開催するものである。

2. 実施主体 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

3. 日程・会場

	期 日	会 場 (別紙地図参照)
【保育分野】 1日目	12月9日(木)	ハートピア京都 4階 第5会議室
【保育分野】 2日目	1月13日(木)	社会福祉会館(二条城北) 第3会議室
【保育分野】 3日目	1月後半～2月	保育施設実習
【保育分野】 4日目	2月28日(月)	ハートピア京都 4階 第5会議室
【障害分野】	1月18日(火)	ハートピア京都 4階 第4会議室

※本研修では、保育分野と障害分野の研修を開講しますが、障害分野のみの開講はいたしません。障害分野希望者は、保育分野1～4日目の研修の受講に併せて障害分野の課目を受講してください。

<会場> 会場へは公共交通機関をご利用ください。(詳細は別添地図参照)

○京都社会福祉会館(二条城北)【2日目】

京都市上京区堀川通丸太町下る tel:075-801-6301

○ハートピア京都【1日目、4日目、障害分野】

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 tel:075-252-6291(京都府社協総務課直通)

4. 研修内容 別紙研修カリキュラム参照

5. 受講申込要件

※経験年数は、平成22年10月1日現在とします。

下記①～③要件のうち、いずれかに該当する者であって、京都府より認定された評価機関(認定を申請している者を含む)から推薦が得られる者。

- | |
|--|
| ①施設長、副施設長等組織運営管理業務の3年以上の実務経験者。 |
| ②福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者であって3年以上の業務経験を有する者。 |
| ③社会福祉に関する基礎的な知識と理解を有する者で、公正・中立的に利用者から聞き取り等が行なえる者 |

6. 募集定員

30名程度 (定員を超える申込があった場合は、申込内容等を勘案し、受講者を決定します。)

施設実習日・実習先については、希望日を踏まえ、事務局にて調整します。

7. 研修修了者について

研修の全課程を修了した者は、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構が作成する研修修了者名簿に研修修了者として登録されます。

8. 一部課目免除について

(1) 課目の免除について

以下に該当する方は、研修第1日目の「第三者評価の理念と基本的な考え方」、「第三者評価の全体像」、「第三者評価の流れ」、「評価調査者の役割と倫理」を免除することができます。

- | |
|--|
| ・介護サービス評価調査者養成研修修了者(京都府介護保険サービス評価調査者養成研修修了者含む) |
| ・全国社会福祉協議会実施評価調査者養成研修修了者。 |
| ・他府県における社会福祉サービス等評価調査員研修修了者。 |

(2) 研修第3日目(実習)について

保育分野の施設実習をしていただく必要があります。

(障害分野の修了を希望であっても、保育分野の実習となります。)

実習先は事務局にて調整しますので、希望はお受けできません。

9. 分野別に追加受講をされる方について

昨年度以前の福祉サービス等評価調査者養成研修修了者で分野を追加される方については、下記の受講が必須となりますので申し込みをして下さい。

【保育分野】 12月9日(木)	14:30～17:00	第三者評価基準の理解と判断のポイント①
【障害分野】 1月18日(火)	13:30～16:30	第三者評価基準の理解と判断のポイント

10. 受講料

新規（保育分野） 19,000円（実習費含む）
 新規（障害分野） 21,000円（実習費含む）
 分野別（追加）受講者 保育所・障害 各3,000円

	新規受講者 【保育分野】	新規受講者 【障害分野】	介護サービス養成研修等の修了者	
			【保育分野】	【障害分野】
1日目	○必須	○必須	▲一部免除	▲一部免除
2日目	○必須	○必須	○必須	○必須
3日目 【実習】	○必須	○必須	○必須	○必須
4日目	○必須	○必須	○必須	○必須
障害分野		○必須		○必須
受講料	19,000円	21,000円	16,000円	19,000円

- ① 受講料は指定の講座にお振込をお願いします。（受講決定通知に記載します）
- ② 欠席等により全課程を受講できなかった場合でも受講料の返還はできません。
- ③ 会場等への交通費及び研修期間中の昼食・宿泊費等は自己負担となります。

※定員の空き状況により下記の枠組みで部分受講もできます。詳しくは事務局までお尋ねください。

	受講料	受講対象
①第1日目	5,000円	第三者評価介護分野審査委員、修了済サーベイヤ
②第2日目	5,000円	
③障害分野	3,000円	
④第2日目・3日目（実習）・第4日目	15,000円	修了済サーベイヤ

複数の年度に部分受講をしても、福祉サービス評価調査者にはなれません。
 （研修を修了したことはありません。）

11. 申込方法

別添「福祉サービス等評価調査者養成研修受講申請書」により必要書類を添付の上、評価機関毎にまとめて、下記事務局まで郵送にてお申込ください。申込締め切り後、受講決定通知を受講者宛に送付します。

申込締切 <当日必着> 平成22年11月12日（金）

- ※申請書の注意事項にご留意いただき、必要書類の準備をお願いいたします。
 ※申請書等にご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法令等を遵守し、介護・福祉サービス第三者評価事業以外の目的には使用しません。

12. お問い合わせ・申込先

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ハートピア京都 5F

京都府社会福祉協議会 総務課 (担当: 矢野・甚田)

mail: kwatanabe@kyoshakyo.or.jp tel: 075-252-6291 / fax: 075-252-6310

【各会場地図】

○ハートピア京都 (烏丸竹屋町)

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 tel: 075-252-6291 (京都府社協総務課直通)

〔交通機関〕 地下鉄烏丸線 丸太町駅 ⑤出口 (直結)

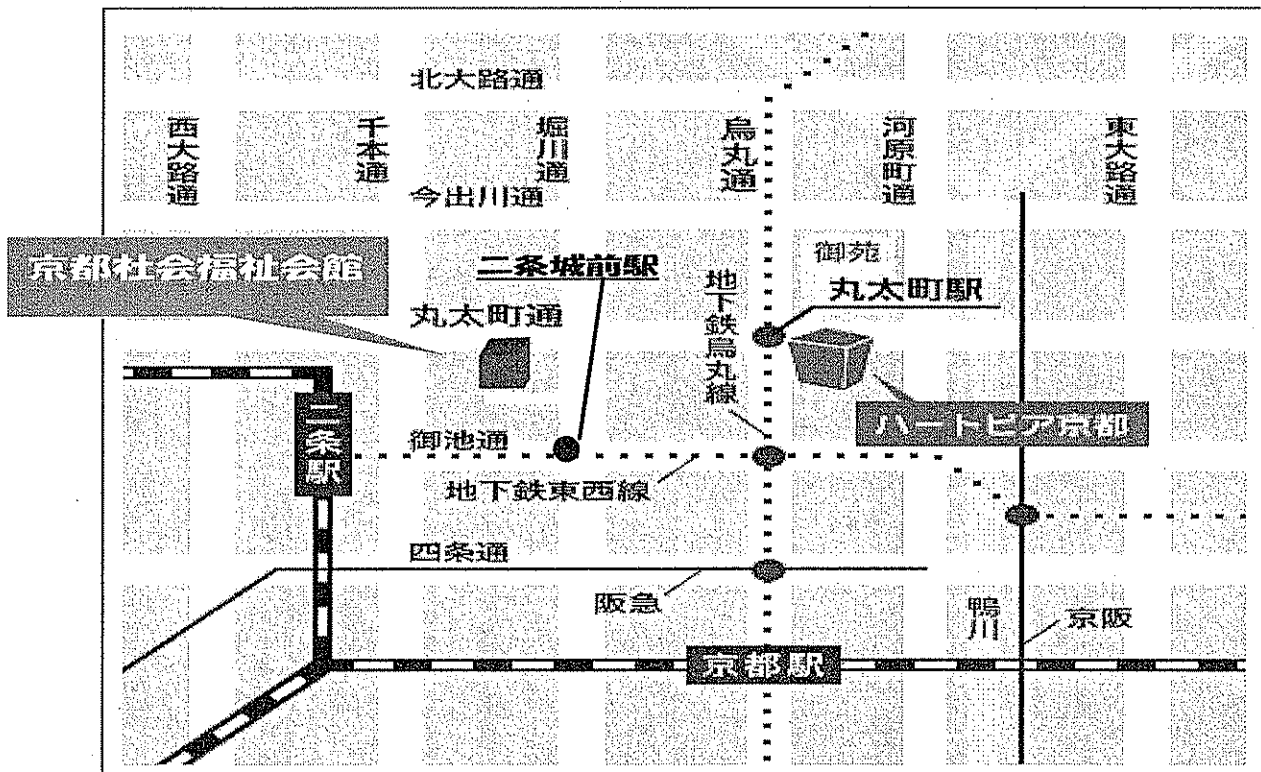
バス 烏丸丸太町下車

○京都社会福祉会館 (二条城北)

京都市上京区堀川通丸太町下る tel: 075-801-6301

〔交通機関〕 地下鉄東西線二条城前駅下車

バス 堀川丸太町下車



時間	形式	研修科目	目的	内容	備考	講師
9:20～		開会挨拶・オリエンテーション				
9:30～10:30 (1時間)	講義	第三者評価の理念と基本的な考え方	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する	第三者評価事業について、その必要や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機関評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に講義を行う	免除対象科目 (※1)	支援機構 副会長 榎田 匠 氏 (はごころ苑)
	講義	第三者評価の全体像	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や枠組みに関する講義を行うとともに、評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う		支援機構事務局
10:40～11:30 (50分間)	講義	第三者評価の流れ	第三者評価の流れを理解する	第三者評価受診申請から評価機関による調査を経て公表までの流れの解説を行う		南浦保育園 園長 山口 昌保 氏
	講義	評価調査者の役割と倫理	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する(受診事業所の立場からの講義)	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う		
13:30～14:20 (50分)	講義・演習	利用者調査の方法等について	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解する。京都府独自の評価基準(労働環境調査)の位置付け、方法を学ぶ	第三者評価における利用者調査及び労働環境調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の調査の方法等について講義を行う	追加対象科目 (※2)	支援機構 評価基準等委員会 田口 美紀 氏 (きょうとNPOセンター)
	講義・演習	第三者評価基準の理解と判断のポイント①	都道府県組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する		支援機構 評価基準等委員会 副委員長 杉本 一久 氏 (三室戸保育園)
9:30～10:20 (50分)	講義	第三者評価基準の理解と判断のポイント②	都道府県組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する		支援機構 評価基準等委員会 副委員長 杉本 一久 氏 (三室戸保育園)
	講義・演習	書面(事前)審査の着眼点	書面(事前)審査の目的や具体的方法を理解する	書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の審査方法についてグループごとに「事例研究」を実施する		
10:30～12:30 (2時間)	演習	訪問調査の着眼点	保育・障害分野訪問調査における第三者評価基準の着眼点を理解する	保育・障害分野訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う、調査の実際		支援機構 評価基準等委員会 副委員長 杉本 一久 氏 (三室戸保育園)
	演習	実習 I	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことにより、インタビュー技術等を習得する	「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ		
8:00～17:00	施設実習	実習 II	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ	障害分野であっても、施設実習は保育所となりません	支援機構 評価基準等委員会 副委員長 杉本 一久 氏 (三室戸保育園)
	講義	まとめ	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める	各グループにて取りまとめられた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する		
●1日目～4日目は保育分野希望の方は1日目～4日目(施設実習含む)を受講の上、下記の障害分野の講義も併せて受講してください。						
13:30～16:30 (3時間)	講義・演習	第三者評価基準の理解と判断のポイント	都道府県組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する	追加対象科目 (※3)	支援機構 評価基準等委員会 委員 武田 隆晴 氏 (華頂短期大学)
	講義	まとめ	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める	各グループにて取りまとめられた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する		

(合計時間数:28時間)
 ●免除対象科目について
 ※1→介護サービス評価調査者養成研修修了者(京都府介護保険サービス評価調査者養成研修修了者含む)等。
 ※2→福祉サービス等評価調査者養成研修修了者で、追加で保育分野の研修修了希望者の必須科目。
 ※3→福祉サービス等評価調査者養成研修修了者で、追加で障害分野の研修修了希望者の必須科目。

**福祉サービス等評価調査者
養成研修受講申請書**

平成 年 月 日

下記のとおり、福祉サービス等評価調査者養成研修を受講したいので、下記の書類を添えて申請します。

記

フリガナ		性別	生年月日
申請者氏名			年 月 日 (歳)
申請者住所	(〒 -)		
連絡先	電話番号		FAX番号
勤務先の名称			
勤務先連絡先	電話番号		
推薦評価機関の名称			
新規受講者 記入欄	受講申請分野	保育分野	障害分野
新規受講者 (一部課目免除希望者) 記入欄	受講申請分野	保育分野	障害分野
※終了証(写)添付	研修1日目の一部科目免除を 希望します・希望しません ※いずれかに○を入れてください。 修了した研修名・修了番号※開催要綱8(1)参照 ()		
分野別追加受講者 記入欄	受講申請分野	保育分野 (12/9)	障害分野 (1/18)
※終了証(写)添付	過去の修了分野(保育分野・障害分野・児童分野) ※いずれかに○を入れてください。 修了番号 ()		
申込要件の該当状況 (該当するものに○印を付けてください。)	施設長、副施設長等組織運営管理業務の3年以上の実務経験者		
	福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者であって3年以上の業務経験を有する者		
	社会福祉に関する基礎的な知識と理解を有する者で、公正・中立的に利用者から聞き取り等行なえる者		
添 付 書 類		様 式	備 考
1	推薦評価機関の推薦書	別紙1	
2	経歴書	別紙2	
3	施設実習希望日程調査票	別紙3	

(別紙1)

受講推薦書

受講申込者氏名：

推薦理由：

上記の者を、上記理由により、貴養成研修の受講者として推薦します。

なお、受講申込書、経歴書の記載事項につきましては事実と相違ないことを確認しております。

平成 年 月 日

(予定)評価機関名：

住 所：

代表者氏名： _____ 印

研修受講申込者経歴書

平成 年 月 日作成

研修受講申込者の概要

所属する評価機関名					上半身、正面向、 無帽状態で過去 6ヶ月以内に撮 影された写真を 貼付すること
フリガナ					
氏名					
生年月日	年 月 日 (満 歳)				
住所	(〒 -)				
連絡先	電話番号		FAX番号		
現在の勤務先					
現在の勤務先 所在地	(〒 -)				
連絡先	電話番号		FAX番号		
<経歴の概要>					
期間等	経 歴 (勤務先と職種・役職、資格取得など)				
年月～年月	【記入例】特養×××で介護職として勤務				
取得資格又は修了 した研修等					

注1 「経歴の概要」及び「取得資格又は修了した研修等については、評価調査者としての要件に関わる欄全てについて記載ください。

2 その他、評価調査者として公表されることを特に希望する経歴等について記載してください。

受講申込該当要件

(1) 全申込者（受講申込要件①・②・③の者）

該 当 項 目	該当欄	修了年月日
①支援機構福祉サービス等評価調査者養成研修（受講予定を含む。）		
②支援機構介護サービス評価調査者養成研修		
③評価調査者養成研修（全国社会福祉協議会）		
④他府県における社会福祉サービス等評価調査員研修		
⑤京都府介護サービス評価調査者養成研修		

注1 該当欄に「○」印を記入のこと。

2 該当する研修の修了証の写しを添付してください。

(2) 施設長、副施設長等組織運営管理業務の3年以上の実務経験者（受講申込要件①の者）

業務の内容又は職種	当該職務に係る法人名又は勤務先の名称	経験年数

※組織運営又は財務管理に関連する資格を有している場合は、資格の種別を記載してください。

注1 資格を有する場合は、資格証の写しを添付してください。

2 経験年数がわかる「別紙2-2：実務経験証明書」を添付してください。

(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者であって3年以上の業務経験を有する者 (受講申込要件②の者)

資格の種別		※福祉サービス等関連資格 【例】医師、保健師、看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事、保育士、栄養士 等
取得年月日		
学識経験の種別		※学識経験の種別 【例】社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者、社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 等
期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

業務の内容又は職種	当該職務に係る法人名又は勤務先の名称	経験年数

注1 資格を有する場合は、「資格証」の写し、経験年数がわかる「別紙2-2：実務経験証明書」を添付してください。

実務経験証明書

平成 年 月 日

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 御中

事業所名:
事業所代表者 氏名:

印

実務経験は、以下の通りであることを証明します。

1. 氏名と事業所名

氏名	
生年月日	年 月 日生
施設または事業所名	

2. 就業期間

期間	業務内容	管理職業務の有無
年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		有・無
年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		有・無
年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		有・無

注) 管理職業務の有無の欄で「有」に○をされた方は、下記の【管理職業務者記入欄】にご記入下さい。

【管理職業務経験記入欄】

管理職期間	年 月 日～ 年 月 日(年 ヶ月)
業務内容	

※平成22年10月1日現在の経験年数にてご記入下さい。

(別紙3)

施設実習希望日程調査票

ご都合の良い順に「1、2、3・・・」(5日以上)○を付けてください。

日	月	火	水	木	金	土
	1/17	18	19	20	21	22
		×				×
23	24	25	26	27	28	29
×						×
30	31	2/1	2	3	4	5
×						×
6	7	8	9	10	11	12
×					×	×
13	14	15	16	17	18	19
×						×
20	21	22	23	24	25	26
×						×

注1 ご都合の良い順に「1、2、3・・・」(5日以上)○を付けてください。

実習施設と調整の上、確定次第ご連絡致します。

2 保育分野の実習の時間帯は8時～17時となります。ただし、施設側の都合により変更になることもあります。

(推薦評価機関名称: _____)

(受講者名: _____)

(連絡先: _____)

*実習日程に関してお問い合わせさせて頂くことがあります。

平日の日中に連絡のつく連絡先をご記入下さい。

訪問調査実習に関する誓約書

私は、福祉サービス等評価調査者養成研修における訪問調査実習における個人情報等の取り扱いについて下記の事項を誓約するとともに、実習施設側が必要と認める場合には、情報の開示に際し施設スタッフが立ち会うことに同意します。

万一、下記の誓約事項に反した場合には、福祉サービス等評価調査者養成研修又は交付された登録証明書を直ちに返還することについて同意します。

また、情報の漏洩に伴い発生した全ての損害を賠償する責任を負うことに同意します。

記

- 1 訪問調査実習において知り得た実習施設に関する情報、当該施設利用者及びその家族に関する個人情報を漏らしません。
- 2 施設の利用者及びその家族に関する個人情報については、いかなる方法においても実習施設の外へ持ち出ししません。
- 3 実習において知り得た情報を福祉サービス等評価調査者養成研修以外の目的のために活用しません。
- 4 訪問調査実習以外の目的のために、実習施設に対して情報の開示を求めません。

平成 年 月 日

住 所 (〒)

氏 名

印

(評価調査者・評価審査委員会委員用)

情報公開等に係る同意書

私は、福祉サービス等第三者評価機関の認定申請書類に必要な書類として、経歴書を作成しましたので、私が所属する評価機関が、当該経歴書に記載された範囲内で私の個人情報を別の様式等に転記し、認定申請書類を作成し、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構を通じて京都府に提出することについて同意します。

併せて、福祉サービス等第三者評価機関認定要綱第11条第2項各号に掲げる情報のうち、下記の私の個人情報について、京都府又は京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構が、冊子、書類等を京都府保健福祉部福祉総括室地域福祉室内又は同支援機構事務局において備え付け、求めに応じて閲覧に供することその他の適当な方法により公表することについて同意します。

記

	情報の種別		情報の種別
1	氏名	6	当該研修の修了年月日
2	所属する評価機関名	7	取得した資格の種別
3	評価機関における職名	8	資格取得年月日
4	経歴の概要	9	業務の内容又は職種
5	修了した研修の種別	10	当該業務又は職種の経験年数

京都府知事 様

平成 年 月 日

住 所 (〒 -)

氏 名

印